

特集

# 第二回海外調査事業 活動報告書ダイジェスト

■ 視察日程

日付	現地時刻	スケジュール	訪問国
9月15日(月)	9:00-11:00	ヴィクティム・サポート・フィンランド (RIKU)	フィンランド
	13:00-15:00	バルナフス・ヘルシンキ・ユニット	
9月16日(火)	9:00-11:00	セリ・サポート・センター	イギリス
9月17日(水)	9:30-11:00	警察・犯罪コミッショナー協会 (APCC)	
9月18日(木)	10:00-12:00	ザ・ヘイブズ	
	13:30-16:00	ヴィクティム・サポート (VS)	
9月19日(金)	9:00-12:00	The Lighthouse	
	15:00-17:00	キャッチ22	

■ 視察団(敬称略)

氏名	所属	担当施設・団体
飛鳥井 望	海外調査事業 団長 / 精神科医 / 公益社団法人被害者支援都民センター 理事長	フィンランド Rikoshripäivystys (RIKU) ・ イギリス Association of Police and Crime Commissioners (APCC)
齋藤 実	法学者 / 弁護士 / 琉球大学 法務研究科 教授	フィンランド 全施設・ イギリス Victim Support (VS)
川本 哲郎	法学者 / 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター 副理事長	イギリス Victim Support (VS) ・ イギリス Catch22
関根 剛	臨床心理士 / 教育学修士 大分県立看護科学大学 看護学部 教授	イギリス Association of Police and Crime Commissioners (APCC) ・ イギリス Catch22・記録
齋藤 梓	臨床心理士 / 公認心理師 / 心理学博士 上智大学総合人間科学部心理学科准教授	フィンランド Barnahus Helsinki Unit・ イギリス The Havens・ イギリス The Lighthouse
片山 文	公認心理師 / 公益社団法人被害者サポートセンターおかやま犯罪被害相談員	フィンランド Rikoshripäivystys (RIKU) ・ フィンランド Barnahus Helsinki Unit・ フィンランド Seri Support Center
工藤美貴子	公認心理師 / 公益社団法人あおもり被害者支援センター犯罪被害相談員	フィンランド Rikoshripäivystys (RIKU) ・ イギリス The Havens
林 貴子	公認心理師 / 公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター犯罪被害相談員	フィンランド Seri Support Center・ イギリス The Lighthouse
野崎さおり	公益社団法人みやざき被害者支援センター犯罪被害相談員	フィンランド Barnahus Helsinki Unit・記録
西田 明	公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 事務局長	記録

※海外調査事業活動報告書(フィンランド・イギリス)は、2026年3月末に関係機関に配布するほか、ネットワークHP「犯罪被害者支援デジタルライブラリー」で公開(4月)します。

## 1) ヴィクティム・サポート・フィンランド (Rikoshripäivystys・RIKU)

### 1: 概要

ヴィクティムサポート・フィンランド (RIKU) は、フィンランド国内全域をカバーする中心的な犯罪被害者支援組織である。実践的な支援サービスを被害者等に直接提供するだけでなく、被害者の法的・社会的地位を改善するための広範なアドボカシー活動として、政策提言、施策の調査・立案・実施への参画、各種の広報啓発を展開している。さらには開発活動として、支援における差別の撲滅、大規模被害に対する備え、被害者が置かれた状況の改善にも取り組んでいる。RIKUの年間総予算は約550万ユーロ(9億9千万円、1ユーロ180円換算=以下も同様換算)であるが、近年は深刻な国の財政的困難による交付金の削減と、インフレによる人件費や運営コストの上昇が重なり、事務所とスタッフの削減を余儀なくされている。

### 2: 支援対象者の内訳と支援従事者の構成

対象となるのは、犯罪被害者、被害者遺族、刑事事件の目撃者の3群の人たちである。また人身取引被害者の支援も含まれる。2024年の利用者総数は30,800人に上り、2015年の5,100人と比較すると約6倍に増加した。利用者の性別は2024年で女性77%、男性23%であった。犯罪種別としては、DVが22%と最も多く、以下性犯罪15%、ハラスメント・いじめ・名誉棄損・プライバシー侵害など11%、DVを除く暴力8%、強盗・詐欺・盗難などの財産犯12%となっている。支援者とのサポート関係があった利用者の内訳では、DV27%、性犯罪24%と割合が大きくなる。支援従事者の2024年における実人数は、スタッフとして常勤とパートタイム合わせて70~80名が本部、地域事務所、サービス拠点で働いている。さらに各地で支援サービスに従事するボランティアは約570名で、そのうち約30名は弁護士である。

### 3: EU法の影響と将来展望

RIKUの発展の歴史と現在の運営責務は、EUの法制度と深く結びついており、EUの指令は、フィンランド国内の被害者支援サービスの基準を定め、RIKUの戦略的方向性をも形成する重要な要素である。

#### ■主要な法的枠組み

被害者権利指令に加え、国際条約や他のEU指令が、フィンランドの支援体制の専門化への推進力となった。

#### • EU被害者権利指令

2016年、フィンランドは国としてEU被害者権利指令を本格的に施行し、RIKUは国が法に基づいて運営を保障する公的サービス提供機関となった。

#### • イスタンブール条約

本条約は、女性に対する暴力と家庭内暴力の防

担当者の方から説明を受ける (RIKU)

止と撲滅を目的とする包括的な人権条約であり、フィンランドは2015年に批准した。

#### • テロ対策指令

本指令は、テロのような大規模事件発生時に迅速な支援を提供する緊急対応体制(警報システムの開発など)の整備を促している。RIKUが政府から委託されている緊急時対応機能の法的根拠となっている。

### 4: 日本の被害者支援に活かすべきポイント

フィンランドのように被害者に支援情報を提供する義務が制度化されれば、行政・司法・地域社会が一体となって被害者支援を行う意義が可視化され、社会の認識も変化することが期待できるであろう。RIKUの財源の一部に犯罪者から徴収する被害者賦課金(40~80ユーロ・7.2千円~1.4万円)が充当されていることも、将来の日本の被害者支援の財政基盤を考える上で参考となりそうである。

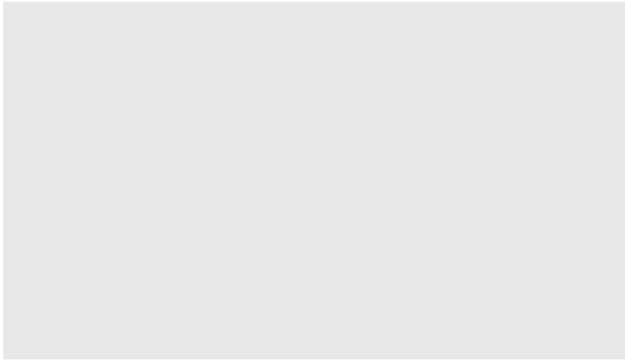
## 2) バルナフス・ヘルシンキ・ユニット (Barnahus Helsinki Unit)

### 1: 概要

Barnahus (バルナフス) ヘルシンキ・ユニットは、主に7歳以下の子ども、あるいは発達の遅れなどからより専門性が必要とされる思春期までの子どもを対象としている。2024年にユニットが対応した事例は323ケース。76ケースが性犯罪、255ケースに司法面接を実施した。スタッフは児童精神科医が1名、心理と福祉が各8名、その他事務担当の者がいる。年間の予算は179万4千ユーロ(3億2千万円)であり、多くが人件費と建物の管理費である。

### 2: 施設の特徴

1. 広範な情報アクセス権：ユニットは、警察や検察といった捜査機関からの協力要請があった場合、子どもの最善の利益を図るために必要とされる、医療、福祉、教育などあらゆる分野の個人情報にアクセスする強力な権限を持つ。
2. 国による費用負担：運営にかかる費用は、国が全額負担している。これにより、国内のすべての子ど



低年齢向けのロビー (バルナフス・ヘルシンキ・ユニット)

もが平等に質の高いサービスを受けられる体制が保証されている。

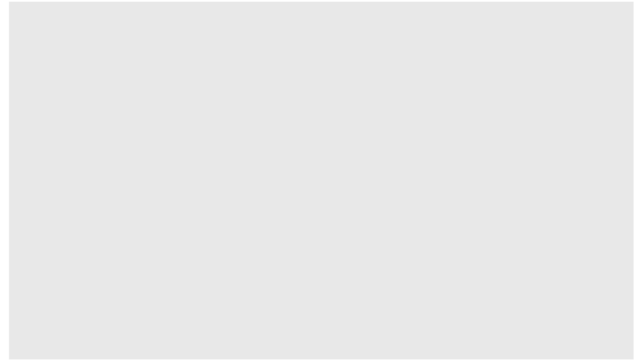
3. 医療連携の円滑化：大学病院の一部であるため、身体的診察や精神科治療など、他の専門医療サービスへの相談や紹介がスムーズに行える。
4. 中立性と信頼性：捜査機関や児童福祉機関から独立した立場にあるため、中立的な専門家集団として信頼されている。

### 3：警察との具体的な連携体制

1. 警察署への専門家の訪問とコンサルテーション (専門的な教育・相談)
  - 物理的接近性の効果：心理職とソーシャルワーカーのペアは、1週間に1、2回警察署を訪問しコンサルテーションをしている。この「敷居の低さ」が早期の的確な介入を促す。
  - コンサルテーション (選考)の多様化：この体制により、多様で柔軟な支援が実現している。
2. スクリーニング会議による事案の選別と方針決定
  - 会議の目的：刑事手続による介入が真に必要なかつ適切な深刻事案を効率的に特定し、警察が「限られた捜査リソース (人員など)を正しく配分する」のを助けることにある。
  - 会議のプロセス：警察が複雑な新規案件を選定し、ユニットは事前に子どもの医療記録や福祉サービスの利用状況を収集する。
  - 決定される方針：
    - 捜査に移行しない
    - 捜査を継続する
    - 子どもの面接なしで捜査

### 4：日本の被害者支援に活かすべきポイント

ユニットの拠点を大学病院という中立的な組織、かつ公的機関に置くことで、「ハブ」として機能していることは重要である。日本でも今後は、様々な専門機関のコンサルテーションを実施し、連携のハブとなり、性暴力が発覚した際には速やかに司法面接につなげ、適切な証拠採取だけでなく、心理・福祉・医療のケアを同時に行うことが出来る、中立的な専門機関が必要になると考えられる。そのためには、各機関が固有の



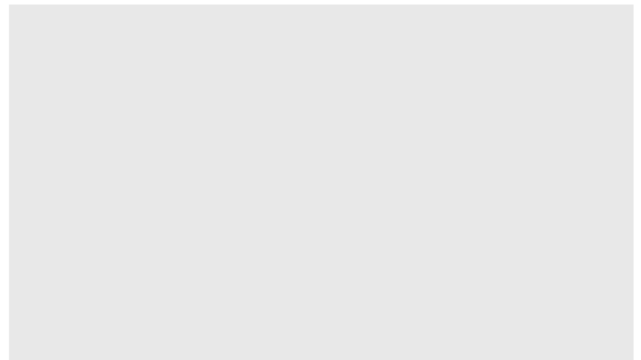
説明を受ける (バルナフス・ヘルシンキ・ユニット)

利益や管轄意識を乗り越え、「子どもの最善の利益」という共通目標に向かって協働する体制を構築する必要がある。

## 3) セリ・サポートセンター (Seri Support Center)

### 1：概要

Seri サポートセンターの設立には、従来の支援体制が抱える課題を克服し、国が主導する標準化された被害者中心のモデルへと転換するための、戦略的な政策決定が背景にあった。この転換は、被害者が直面する障壁を体系的に取り除くことを目指したものであり、その背景には明確な法的・社会的な要請が存在した。センターの強みは、初期対応から一つのチームとして機能する、高度に専門化された学際的チームであるこ



医師による面接室及び家族の待合室 (Seri)

とである。

### 2：ワンストップ・サービスモデルの基本原則

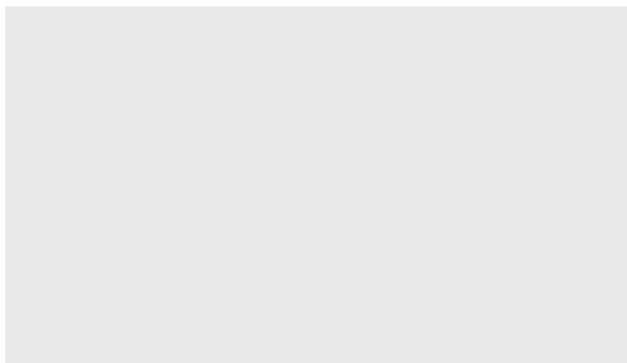
- 対象：16歳以上の全てのジェンダーの被害者
- 利用期間：事件発生から1か月以内 (急性期ケアに特化)
- アクセス：警察への届出は一切不要
- 利用者の権利：全てのサービスは完全に任意であり、被害者自身が何を受けるかを選択する
- 費用：全て無料

### 3：Seri サポートセンターモデルのコンセプト

1. 警察への届出の有無は問わない：事件直後に訪れ

るのがセンターであることが、3日以内の来訪を促し、効果的な初期介入を可能にしている。

2. 病院内設置による医療・法医学連携：24時間稼働する病院（婦人科）内に設置し、医療的即応性と法医学サービスのシームレスな統合を実現。
3. 被害者の意思決定を尊重するトラウマインフォームド・ケア：明確な許可なく体に触れないこと、検査を「部分ごと」に進め、被害者が完全に裸になる状況を作らないことなどが徹底されている。
4. 多職種連携による包括的支援体制：被害者が抱える身体的・心理的・社会的な複合的課題に包括的に対応できる。
5. 長期的な支援に向けた外部機関とのエコ（相互連携）システム構築：支援が途切れないよう、NGOや地域のプライマリケア、精神科医療との強固な紹介ネットワークを構築している。



法医学診察室 (Seri)

#### 4：日本の被害者支援に活かすべきポイント

- 医療機関内におけるワンストップモデルの設立：既存の医療インフラ内に拠点を置くことで、被害者の負担を劇的に軽減する。質の高いシームレスなサービスが提供できる中核的な大学病院等に、医療・法医学・心理・福祉の機能を物理的かつ組織的に統合したワンストップセンターの設立を目指す。
- 警察への届出と初期支援・証拠採取の制度的分離：届出の有無に左右されずに公費でケアと採取を受けられるようにする。初期支援と証拠採取の分離は、支援へのアクセスをためらう心理的ハードルを取り除く。
- 学際的チームによる支援の標準化：医療、心理、社会福祉の専門家から成る学際的チームによる介入を、性暴力被害者支援における標準治療として制度化する必要がある。
- 急性期ケアと長期支援の連携プロトコル（手順）の形式化：急性期ケアを提供する中核拠点と、長期的な支援を担う民間支援団体（NGO）等との間で、情報共有、役割分担、紹介手続きに関する公式な連携プロトコルを策定・形式化すべきである。これにより、支援の切れ目で被害者が孤立すること

を防ぎ、持続可能で強固な支援システムが構築できる。

## 4) 警察・犯罪コミッショナー協会 (Association of Police and Crime Commissioners・APCC)

### 1：概要

PCC（警察・犯罪コミッショナー）制度は2012年に導入された。イングランド及びウェールズの43の警察管区ごとに住民から選出されるPCCが、警察運営の透明化や民主的統制の強化を図りつつ、地域に即した「警察・犯罪計画」を策定・実施する役割を担う。これに対して、APCCは、これら43名のPCCからなる協会であり、地域の優れた取組を国レベルに吸い上げるとともに、政府との交渉やPCC間の調整を行う組織である。

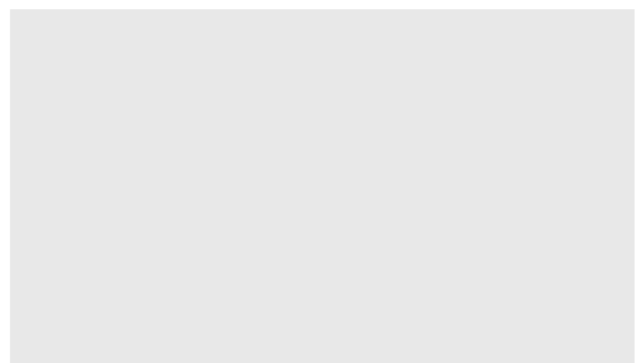
### 2：APCCの役割

警察運営、犯罪予防、被害者支援、薬物政策など約20分野をカバーしている。

1. 政府との連携：司法省と連携し、PCCがより効果的に活動できるよう支援する。
2. 地域と国の橋渡し：地域レベルと国レベルをつなぐ連携ルートを提供する。被害者支援に関する協議、資金データ共有の改善、ガイダンスやツールキットの作成などが含まれる。
3. ベストプラクティスの共有：PCC、政府、被害者支援団体の間で、優れた実践事例を見出し、共有する。
4. スキルアップ支援：PCCおよびその職員に対し、委託業務、データ管理、補助金管理などに関する研修を実施し、スキル向上と実務改善を支援する。
5. 他団体との協働：被害者支援分野や関連団体と協働し、共同事業を実施する。特に、被害者コミッショナーと連携し、被害者が求める支援の把握に努める。
6. 影響力の強化：現場の動向を把握し、課題を見据え、政府への要望を一致させることで、より大きな力を発揮する。

### 3：日本の被害者支援に活かすべきポイント

1. 支援効果のエビデンスを示す：常に行政や社会に対して、被害者支援活動の重要性を表明し続けるこ



説明を受ける (APCC)

とである。その際には、行政や社会の理解を得るために、支援が重要というだけでなく、社会に及ぼす効果（見える評価）、効率性（コスト対効果・便益）などの説明ができるよう準備することが大切になると考えられる。

2. 地域や個別性に応じた支援のバリエーションを増やす：地域特性に応じた支援や支援の評価が重視されたことは大切な視点である。地域や被害者等の特性に応じた支援のバリエーションをさらに増やすこと、支援活動の客観的な評価方法を考案することなど、今後、全国被害者支援ネットワークが着手すべき課題を明らかにすることが求められると考えられた。
3. よりよい被害者支援モデルを検討・改善する：日本の被害者支援モデルは「水平的ネットワーク型」であり、「直接提供モデル」となっている。このため、組織間の情報共有や連携が容易であり、組織間での実践的な知の共有が進みやすく、公平で安定したサービス提供が可能なモデルといえる。PCCは「中央集権的資金提供」と「地方分権的意思決定」によるハイブリッドな構造をもつ。サービス提供の仕組みも、PCCが企画・監督を行い、実際のサービス提供は専門機関に委託する方式である。そのため小規模で柔軟な地域に根ざした支援が可能となる反面、委託管理に伴うコスト増加や、委託団体にとって短期間契約による不安定さが生じ、長期的な計画策定が困難となるという課題がある。現在求められているのは、こうしたモデル比較を通じて、日本の被害者支援モデルの長所と短所を明らかにし、現状により適したモデルを検討・改善していくことである。

## 5) ハイブズ (The Havens)

### 1: 概要

良質なケアと適切な証拠採取を両立させるという考えのもと、すべてを一箇所で行うセンターである。英国のSARC（性暴力救援センター）の特徴は、すべてが病院併設型であり、フォレンジック（法医学的）検査、メディカルチェック、心理的サポート、ISVA（独立性暴力アドバイザー）による刑事手続のサポートといった、全てのサービスが一つの場所に集約されている点にある。

### 2: サービス対象

もっとも多い層は16歳から35歳だが、年齢層が徐々にあがっており、45歳以上の人々も増えている。もっとも年少の被害者は生後2週間の乳児であり、もっとも年長の被害者は96歳。男性やトランスジェンダーの被害者は来所者全体の10%くらい。

### 3: 日本の被害者支援に活かすべきポイント、提言

1. 国が主導でガイドラインを作成、運営を行う：イギリスでは、国が性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの基準を定め、基準を満たした機関に国から資金が出され、運営が行われている。各自

治体のSARCは国の基準に則って運営され、フォレンジック検査を受けられること、メディカルサポートや刑事手続支援、心理支援が受けられることなど、ワンストップな機関として存在している。被害直後の人々が、トラウマインフォームド（「トラウマがあるかもしれない」という視点を持つ）な環境で、安全に、安心してフォレンジック検査や証拠採取を受けられること、そして確実に支援につながることは重要である。そのための整備を、国が主導で行っていくことが必要だ。

2. 組織や捜査機関がトラウマインフォームドである：性暴力という暴力によって傷ついた人が、その後、再びの傷つきを負うことがないように、組織や捜査機関など、被害者に関わるすべての機関がトラウマインフォームドであることが必要不可欠である。
3. ISVA資格に準ずる性暴力被害者支援の専門資格を設ける：トラウマインフォームドな環境で安心して、刑事手続を進められることは重要である。そのためには、ISVAのように、役割が明確であり専門的なトレーニングを受けた支援者が必要不可欠である。資格制度やトレーニング制度を整えることが大切だと考えられる。
4. 裁判前心理支援のガイドラインの構築：バルナフス（Barnahus）モデルに基づいた施設であるライトハウス（後述）も同様だが、裁判前心理支援のガイドラインが作成されているため、被害者は安心して回復の権利を行使できる。また、裁判前心理支援は、担当した心理職が、心理支援に関する証言の可能性を引き受けることも含めて成り立っている。心理職が証人として立つためのガイドラインもまた、国が作成している。このような複数のガイドラインは、日本にも必要だと考えられる。

5. 広がる支援：メンバーの一人が前回視察した2018年当時は、イギリスにおいても、子どもへの支援は発達途上であった。しかし現在は、子どもへの支援、男性、セクシュアルマイノリティへの支援など、支援対象が広がっている。支援者たちの絶え間ない努力やアドボカシー活動により、支援が一層充実して行っていることを感じる。日本においても、より潜在的な性暴力被害者への支援を継続的に検討していくことが求められる。

## 6) ヴィクティム・サポート (Victim Support)

### 1: 概要

イギリスにおいて、被害者支援を行っている独立の慈善団体である。1980年代には、活動は全国に広がり、地方自治体レベルで被害者支援体制が確立された。1985年には、全国殺人被害者支援サービスが始まり、1989年には、裁判の証人に対する支援が開始された。

説明を受ける (VS)

2017年には、イギリスで24/7と言われる、「年中無休で24時間対応」の電話相談サービスが行われるようになった。年間の相談数は1万5千件に達している。2014年に、政府は、地域のPCCに、支援の資金管理と支援団体への資金配分を委ねるとする「競争的委託制度」を設けることになり、その際に、VSは、複数の地域において、被害者支援サービスを行えないことになり、また、証人に対するサービスも他の団体に委託されることになった。

管轄するイングランドとウェールズの人口は約6,000万人であり、日本の約半分である。地域の被害者支援を担う被害者支援ハブは、各警察管区に設置されており、その数は約40か所である。そのうちの約30はVSが担当しているが、VS以外の支援団体には、今回の視察の対象となったライトハウスやキャッチ22が含まれており、特徴のある支援が展開されている。

## 2: 近年の動向

イギリスにおいては、2018年に公刊された①「被害者戦略」を契機として、司法省が、2022年に②「被害者資金獲得戦略」を、2024年に③「被害者支援委託ガイドンス」を発行し、被害者ハブを中心としたワンストップサービスや多機関連携の仕組みの整備が開始されている。2025年11月にPCC制度の廃止が決定されたが、被害者支援の根幹自体が揺らぐことはないと考えられる。また、競争的委託制度については、地域の要望に応えた木目細かな支援を実現するというメリットと、地域間格差が生じるというデメリットが指摘されてきたが、我が国でも、同様の状況は、性犯罪被害者支援の現場において生じているところであり、その点について、イギリスが、どのような総括を行うのかは、検討に値するところであると思われる。

## 3: 日本の被害者支援に生かすべきポイント

VSは、世界でも有数の民間支援団体である。一部のサービスについて、担当から外れることとなったが、殺人遺族等に特化した支援サービスを展開して、被害者支援全体の質の向上に貢献していることなどは参照されるべきであろう。VSは被害者支援を事業として捉えており、その資金確保の方策や、団体自体の組織

の在り方について検討を重ねてきたことも、これからの日本では参考になると思われる。ヨーロッパでは、民間支援団体の連合組織 (Victim Support Europe) が結成されており、イギリスがEUを離脱した後も、VSが委員となって、ヨーロッパ全体の犯罪被害者支援の質の向上に貢献したことも、東アジアの犯罪被害者支援を考えるうえで、大いに参考とすべきであろう。

## 7) ライトハウス (The Lighthouse)

### 1: 概要

性暴力性的虐待を受けた子どもが必要とする全ての支援を一つの場所で提供する、イングランド初の「バルナフスモデル」導入施設である。

### 2: バルナフスモデルの核心: 子どもの負担を最小化するワンストップ支援

バルナフスモデルは、アイスランド語で「子どもの家」を意味し、その核心は子ども中心のワンストップ支援にある。最も革新的な点は、性暴力性的虐待を経験した子どもが必要とする医療、心理ケア、警察による聞き取り (司法面接)、司法手続支援といった全てのサービスを一つの場所に集約する点にある。専門家が子どものいる場所へ赴くという発想の転換により、この問題を解決する。このアプローチは、子どもの早期の心身の回復を最優先にすると同時に、司法プロセスへのアクセスを確実にするという二重の目的を達成しようとするものである。

### 3: 日本の被害者支援に活かすべきポイント、提言

1. システム全体を変革する「かく乱者」であることたれ: バルナフスモデルの目的は、子どもではなく大人の都合で分断された司法、医療、福祉という既存システムを意図的に「かく乱」し、子どもの権利とニーズを中心に再編成を行うことにある。日本が目指すべきは、子ども中心の思想に基づくシステム全体の変革である。
2. 「箱物」ではない、ガバナンスを伴うワンストップ支援への転換: ライトハウスの実践は、運営主体による強力なガバナンスと共有データベースによる徹底した情報連携にあることを示す。一つの事業体として共通の価値観と目標の下に運営されることで初めて、シームレスで子ども中心の支援が実現する。
3. 司法プロセス全体に踏み込む連携モデルの構築: ライトハウスが実践する、反対尋問権も確保された証言の事前収録や遠隔証言といった、司法プロセス全体に踏み込んだ連携モデルの構築は、日本が目指すべき喫緊の課題である。
4. 司法プロセスにおける子どもの心理的ケアの保障: イギリスでは、先行研究の学術的レビューを行い、どの時点でどのような心理的支援を行い得るか、適切な司法プロセスとの両立が検討された上で、ガイドラインが作成されている。日本においても、こうした

- レビューに基づくガイドラインの作成が必要である。
5. 支援の「経済的価値」の可視化という戦略：ライトハウスが「1ポンドの投資が3ポンドの社会的リターンを生む」ことを証明したように、日本でも同様の取組を推進する上で、その経済的価値をデータで可視化していく視点が戦略的に重要となる。
  6. 子ども中心の施設：ライトハウスの特筆すべき点は、子どもの目線にたった施設設計という点である。性暴力を受けた子どもたちが、調べられたり、ケアを受けたりする際に、子どもが自由にふるまうことのできるスペースや配慮が必要なのではないかと感じた。

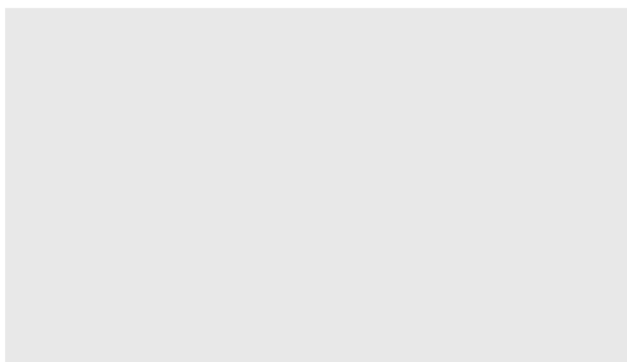
## 8) キャッチ 22 (Catch22)

### 1: 概要

イギリスを拠点とする非営利ソーシャルビジネス「キャッチ 22」は 200 年以上にわたり、国民と共同体における回復力と大志を作り上げる仕事を設計・提供してきた。対象分野は、雇用と訓練、教育、児童福祉、児童搾取、健康と福利、刑事司法であり、その中に被害者支援の活動も含まれている。

### 2: 主要なサービス

1. 雇用支援：就労機会の創出と定着をサポート。
2. 子ども向けサービス：児童養護施設の運営や、搾取された子どもの専門的支援。
3. 代替教育プログラム：一般的な学校教育に適応が難しい子どもたちへの教育機会の提供。
4. 精神的支援：初期レベルの精神的なサポートを提供。専門的な臨床カウンセリングが必要な場合は、外部の専門機関へ紹介。
5. 犯罪関連の実務的支援：犯罪被害に伴うさまざまな手続きや情報提供。



説明を受ける (キャッチ 22)

6. 犯罪予防アドバイス：再被害を防ぐための具体的な助言。
7. アドボカシー：警察への対応や住宅問題など、利用者の権利を代弁。
8. 刑事司法プロセスにおける支援：裁判手続など、司法プロセス全体を通じた支援。
9. 修復的司法：加害者と被害者の対話を通じた関係修復の促進。

### 3: 日本の被害者支援に活かすべきポイント

1. 「いつでもどこでも同じ支援」から「より地域性、個別性のある支援」への拡充：今後は、「どこでも同じ支援」を発展させ、地域（都市部・郡部・過疎地域）や支援対象の特性（インターネットやデジタル機器につながりやすい若者とつながりにくい高齢者、外国人）などの個別性のある支援は広げていく、新しいチャレンジが可能になると考えられた。
2. 被害者支援ツールの開発：対象に適した言語、イラストなど改善・工夫する余地がある。さらに、情緒的支援のためのツールは、児童・生徒や不安が高い人など、言語以外の方法で支援が必要な対象にも有効と考えられる。今後、全国共通で活用できるツールを開発することは、支援の可能性を一步広げる上で大きい意義があるだろう。
3. 学生ボランティアの参加・活用：大学生が関わることは、被害者支援に理解を深めた人材が企業・教育現場・医療現場に入職することにつながり、さらに将来の支援者を増やすという点でも、被害者支援の考えや活動を社会に根付かせる点でも、重要と思われる。
4. 支援活動の客観的な評価：日本では、被害者から支援を数値的に評価してもらう仕組みは一般的ではなく、被害者の思いや感じた事を相談の中でフィードバックしてもらうことが多いと思われる。イギリスのような数値的評価を受ける方法が、日本の支援で馴染むかは難しいところがあるかもしれない。しかし、被害者自身のニーズ、支援の満足・不満足点、改善点を可視化する仕組みは、自己評価や改善に役立つだけでなく、行政などから資金提供を受ける団体として客観的な評価を求められる可能性もある。今後、日本の実情に適した評価の在り方について、内容・手法・メリット・デメリットを検討していく必要がある。

## 編集後記

次回発行予定日  
2026年7月

● 特集 ●  
第5次  
犯罪被害者等基本計画

■視察団のみなさまが「日本の被害者支援の充実と発展のため」という共通の思いを強く持って視察いただいたことを感じていただけるのではないかと思います。被害者等支援は社会全体にとって「未来への投資」であり、被害者等の方の「生きることを支える」のが支援活動であり、支援を受けることは「未来の自分」へのフォローであると思います。視察先のスタッフの方たちが誠意をもって、自国の被害者支援について丁寧に解説いただいたことが編集作業を通じてひしひしと伝わってきました。読者の方にも、その熱量が波及し、犯罪被害者等の方への支援が充実することに寄与できれば幸いと存じます。(H.T)